

建設発生土の処分場指定に係る技術基準

平成18年5月

函館市

建設発生土の処分場指定に係る技術基準

第1 管理基準

1 周辺環境対策

- (1) 処分事業の施行にあたっては、粉じん、騒音、振動、濁水、土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境および生活環境を損なわないようにしなければならない。
- (2) 事業区域内に運搬車両のタイヤ洗浄施設、泥落のための退出路区間等の設置等、沿道環境の保全に努めること。
- (3) 処分場の事業区域の見やすい場所に「建設発生土の処分場」であることを示す標識を設置すること。

2 作業時間

- (1) 作業時間は原則として、午前8時から午後5時までとする。
- (2) 日曜日および年末年始は、原則として作業は行わないこと。

3 交通安全対策

建設発生土の受入れにあたっては、周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように周辺の状況および土砂等の特性を十分勘案し、危害の防止および事故等の防止ができるよう必要な対策を講じること。

4 安全対策

事業区域内には、みだりに第三者が立ち入るの防止することのできる囲い等を設けること。また、原則として出入り口は1箇所とすること。

5 防災対策

- (1) 事業の施行中および施行後においては、事業施行が起因して発生する恐れるある災害等について、必要な防災対策を実施すること。
- (2) 建設発生土の受入れ中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に万全の措置を講じること。

6 記録、写真

事業全般について、事業着手前、中間、完成等それぞれの時点での記録、写真撮影等を行い保管すること。

第2 技術基準

1 共通事項

- (1) 埋立ておよび盛土または切土等によって、現況の流域を変更してはならない。
- (2) 工事の順序は、防災関係工事を先行し、埋立ておよび盛土等の施工は、下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- (3) 工事を施工するときは、この技術基準によるほか、道路土工要綱・指針等の各種技術基準および各種関係法令による基準を遵守すること。

2 埋立て工および盛土工

- (1) 施工する箇所に草木等があるときは、先だって、すべて伐採および除根を行うこと。
- (2) 斜面状の地盤の上に盛土をするときは、原地盤の地質に適合する段切りを設け盛土の滑動を防ぐようにしなければならない。また、所定の安全度が得られるよう、適切なすべり防止対策、排水対策等を講じなければならない。
- (3) 埋立ておよび盛土の法面勾配は、機械による転圧が可能なように、原則として30度以下とすること。ただし、特殊な条件の事業区域および盛土材として好ましくない建設発生土（有機土等）による盛土については、土質調査等を行い、安全を確保し得るのり面勾配とすること。
- (4) 埋立ておよび盛土に際して、30センチメートル程度で敷き均し、水平薄層転圧による十分な締め固めを行うこと。
- (5) 埋立ておよび盛土の高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル毎に小段を設置すること。なお、小段の幅は維持管理上のことを勘案し原則1メートル以上とし、また排水溝を設置すること。
- (6) 埋立ておよび盛土の法面については、盛土側に降水などが入らないよう山側に水切り側溝を設置すること。また、施工中の法面においても必要に応じて、仮設側溝等を設置すること。

3 切土工

- (1) 埋立て等と一連の行為として切土工を行う場合の法面勾配は、切土面の土質に応じた安定勾配とすること。
- (2) 切土面は法面の安定が保たれる法面保護工を施工することとし、また必要に応じ、切土面上部に安全幅を設けるなどの措置を講ずること。

4 排水工

- (1) 法面には、浸食、崩壊、土砂流出等の防止のため、必要な排水溝を設けること。
- (2) 地下水の流入、湧水等がある場合については、暗渠排水工（有孔管等）を設置すること。
- (3) 降水を適切に排水するような十分の能力および構造を有する排水施設を設置すること。また、排水放流については、放流先の管理者の同意を得ること。

5 たい積工

- (1) 建設発生土を他の工事現場またはそのストックヤード、中間処分施設に一時的にたい積する必要がある場合は、原則として現況地盤を基準として高さ5メートル以内とし、また降水による土砂の流出を防止するためシートを被せる等の措置を講ずること。

6 沈砂池、堰堤

- (1) 放流先の公共施設等に土砂流出の恐れがある場合は、沈砂池を設置しなければならない。
- (2) 沈砂地は土砂の流出を防止するため有効に土砂を沈殿させる構造でなければならない。
- (3) 隣接地への土砂の流出等を防止するため、埋立て地および盛土の下端に、安全帯の設置、汚濁防止マットの設置、沈砂地・堰堤の築造等の必要な措置を講ずること。

7 緑化

- (1) 埋立ておよび盛土により生じた完了後の地盤面については、周辺の自然環境に即した植栽を行うなど、全面緑化を原則として、適切な措置を講ずること。

8 調整池

- (1) 防災上、雨水の放流制限を行う必要がある処分場については、防災調整池または調整池に替えて雨水排水を一時貯留する施設、あるいは浸透式貯留池などを設置すること。

9 構造物による土留工

- (1) 土留工に用いる擁壁等の構造物については、原則高さ2メートル以上の場合、安定計算を行い安全度を確保すること。